

認定申請の援助に係るQ & A

Q 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書を提出しているが、介護（介護予防）サービスを利用しておらず、指定居宅介護支援（指定介護予防支援）を提供していない被保険者がいる。

指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の運営基準に「要介護（要支援）認定の申請に係る援助」が規定されているが、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）が、認定有効期間が満了する前に、介護（介護予防）サービスを利用していない被保険者にも連絡して、更新申請に関する意向確認を行う必要があるのか。

A 介護（介護予防）サービスを利用しておらず、指定居宅介護支援（指定介護予防支援）を提供していない被保険者については、当該被保険者から認定申請を行う意向が示された時に、申請代行等の必要な援助を行ってください。

<参考>

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（要支援認定の申請に係る援助）

第八条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。